

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌コンサートホール大ホール客席椅子修繕業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	K S S 株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、客席椅子の修繕を行うものである。</p> <p>札幌コンサートホール大ホールの客席椅子は、コトブキシーティング製であり、開館から約24年間、コトブキシーティングのグループ会社であるK S S 株式会社が行ってきた。</p> <p>背パッド、座、座起立装置等の修繕の際には、構造を熟知した専門的な知識が必要不可欠である。</p> <p>また、本業務は、大ホール客席椅子を部分的に修繕するものであり、意匠性及び音響性能へ影響を与えずに修繕する必要があるため、既存椅子と同じ材料を使用する必要がある。</p> <p>このことから、当該椅子を取り扱った実績があり、かつ当該椅子の構造を熟知し、意匠性及び音響性能に影響を与えずに本業務を遂行できる者は、他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年11月11日